

2021年3月15日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

## 「いわぎん口座開設アプリ」にてお申込みいただくサービスの変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、4月19日（月）より「いわぎん口座開設アプリ」（以下「本サービス」といいます）にてお申込みいただくサービスを以下のとおり変更させていただきますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更内容

##### (1) 変更前

本サービスでは普通預金口座のほか、「いわぎんインターネットバンキングサービス」（以下「インターネットバンキング」といいます）を同時にお申込みいただきます。

##### (2) 変更後

本サービスでは普通預金口座をお申込みいただきます。

※2021年4月19日よりインターネットバンキングは、事前のお申込手続きなく、当行ホームページから初回登録を行うことでご利用いただけるようになります。

#### 2. 変更日

2021年4月19日

#### 3. 特約の改訂について

上記変更に伴い、「いわぎん口座開設アプリによる口座開設に関する特約」を別紙のとおり改訂いたします。

#### 4. 臨時メンテナンスについて

上記変更にかかるアプリのメンテナンスのため、2021年4月12日から19日までの期間、本サービスを臨時休止させていただきます。

臨時休止期間中は本サービスにて口座開設をお申込みいただけません。

お客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 リテール戦略部 小田中・大道口・高橋  
電話 019-623-1111（代表）

以上

## いわぎん口座開設アプリによる口座開設に関する特約

### 第1条 特約の適用範囲等

この特約は、「いわぎん口座開設アプリ」（以下「本アプリ」という）から開設した株式会社岩手銀行（以下「当行」という）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。

この特約は、「普通預金取引規定」「総合口座取引規定」（以下「各種預金規定」という）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。

### 第2条 未成年者の申込

満20歳未満のお客さまは本口座開設にあたり法定代理人の同意が必要となります。

### 第3条 外国 PEPs 該当者の申込

外国 PEPs に該当するお客さまは本アプリから口座開設のお申込をいただくことはできません。なお、外国 PEPs の定義は以下のとおりとなります。

(1) 以下のような外国の重要な公的地位にある方

- ・外国の元首
- ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ・我が国における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
- ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・我が国における特命全権大使・公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・我が国における統合幕僚長・幕僚副長、陸上幕僚長・幕僚副長、海上幕僚長・幕僚副長、航空幕僚長・幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経るかまたは承認を受けなければならない法人の役員

(2) かつて外国の重要な公的地位にあった方

(3) 上記(1)または(2)のご家族

なお、配偶者は内縁関係を含みます。ただし、ご家族に関しては外国の公的重要な地位にある方ご本人が亡くなっていた場合はこの限りではありません。

### 第4条 特定取引を行う者の届出

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」等の規定により、金融機関において所定のお取引を行う場合には、お客さまのお名前、ご住所、生年月日、居住地国等をお届出いただくことが義務化されており、居住地国が日本のみでないもしくは居住地国を有さない方は本アプリから口座開設のお申込をいただくことはできません。本アプリで口座開設をお申込いただく際は、以下の宣誓をしていただく必要がございます。

- ・私の住所は日本であり、税務上の居住地国も日本のみであることを宣誓します。
- ・上記の宣誓の内容に変更が生じた場合には、3ヵ月以内に窓口にて、当行所定の届出書を提出することに同意します。

### 第5条 預金契約の成立

本アプリからのお申込みにより開設された口座は、当行が所定の開設手続を完了した時点で、当行とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

### 第6条 通帳不発行

本アプリからお申込みいただく口座へは通帳を発行いたしません。

## 第7条 口座の解約等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が発信した本人限定受取郵便をお客さまが受取らず、当該郵便が当行宛に返送されてきた場合には、お客さまに通知することにより当行はこの預金取引を停止、またはこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により停止または解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に停止または解約されたものとします。

## 第8条 特約の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2021年4月19日現在)